

新型コロナウイルス関連情報
(夜間外出禁止の延長及び新型コロナウイルス対策の一部緩和等)

本日8日(月)午後7時より、ルッテ首相及びデ・ヨンゲ保健・福祉・スポーツ大臣が新型コロナウイルス対策等に関して記者会見し、1月23日(土)から実施されている夜間外出禁止の延長や措置の緩和及び今後の見込み等について発表しました。

この発表に関連し、オランダ政府がホームページ上に具体的な内容を公表しておりますので、その概要について以下のとおりお知らせいたします。

なお、詳細は、「<https://www.government.nl/latest/news/2021/03/08/press-conference-march-8-2021>」(英語)をご参照ください。

1 延長される措置

- (1) 全ての現行措置を3月30日(火)まで延長(措置の緩和については、2及び3参照)。3月31日(水)以降の措置(見込まれる措置の緩和については、4参照。)については、3月23日(火)に記者会見を行う。
- (2) 夜間外出禁止を3月31日(水)午前4時30分まで延長(選挙期間中の例外あり)。
- (3) 旅行に係る勧告(真に必要な限り、旅行を行わないよう勧告)を4月15日(木)まで延長。なお、これ以降については、3月23日(火)の記者会見において公表する。

2 3月16日(火)以降の緩和措置

- (1) 水泳教室
12歳以下の児童が利用できる。
- (2) 予約によるショッピング
フロアごとに2名、若しくは、25平米ごとに1名が可能となる。同時に最大50名までの客が認められる。最短でも4時間前の予約は必須であり、最短10分のタイムスロットにより運用される。
- (3) スポーツ
27歳以上の者は、最大4名まで屋外でスポーツすることが認められる。
- (4) 運転に係る理論テスト等
限定的な形で実施される。
- (5) 入国禁止措置の例外
一時的に適用が留保されていた入国禁止措置の例外に該当する者(出張者、学生、高度な技術を有する移民、文化・クリエイティブセクターの専門家、遠距離恋愛者)の入国を再開。

3 3月16日(火)より前の緩和措置

(1)老人介護施設への訪問

老人介護施設入居者がワクチン接種している場合、1日あたり2名の訪問客が認められる。

(2)英国からのフライト及び船舶の禁止措置

英国からのフライト及び船舶の禁止措置は、3月9日(火)午前0時1分(CET)に解除される(注:3月4日(木)付のメール(<https://www.nl.emb-japan.go.jp/files/100153981.pdf>)でお知らせした際には、フライト禁止措置については4月1日(木)まで延長するとされておりましたが、本日の発表において、英国については、前述のタイミングで解除されるとされました。)。英国からの渡航者に対する現行の検査義務及び検疫要請は、引き続き、適用される。

4 3月31日(水)以降の措置緩和の可能性(集中治療室病床の逼迫が安定的であり、実行再生産数がおよそ1.0である場合。これに係る決定は3月23日(火)に行われる。)

(1)テラス席

ホテル、レストラン、カフェ・バーは、一定の条件の下で、テラス席を再開させることができる。

(2)小売店

店舗の更なるオープンに係る余地がある。

(3)教育

一定の条件の下で、高等職業教育(HBO)及び大学において、より多くのことが可能となる。学生は、1週間に1回まで、対面での教育を受けることができる。

5 ワクチン接種

現時点で、ワクチン接種を希望する18歳以上の者は、7月までに1回目の接種を受けることができると見込まれる。